

憲法共同センター 全国交流集会

日にち 2021年2月23日(火・祝)

時 間 13時～15時

場 所 全労連3階会議室(オンライン)

司会 全国革新懇 大谷智也さん

●開会あいさつ 憲法共同センター共同代表(新婦人会長) 米山 淳子さん

●国会情勢報告 日本共産党衆議院議員 塩川鉄也さん

●講 演 「菅政権の危険な本質 改憲手続法案ほか」
改憲問題対策法律家6団体連絡会事務局長
弁護士 大江 京子さん

●質疑応答

●問題提起 全労連常任幹事 竹下 武さん

●活動交流 自由法曹団改憲阻止対策本部事務局長 弁護士 森 孝博さん
北海道憲法共同センター事務局長 小室 正範さん
長野県労連事務局長 茂原 宗一さん
ヒロシマ革新懇事務局長 川后 和幸さん
全日本民医連
新婦人中央常任委員 油原通江さん

●閉会あいさつ 憲法共同センター共同代表(全労連顧問) 小田川 義和さん

「菅政権の危険な本質 改憲手続法案ほか」

改憲対策法律家6団体連絡会事務局長
弁護士 大江 京子

1 安倍政権の2大政策

(1) 軍事大国化・日米同盟の強化

国家安全保障会議・秘密保護法・安保法制・共謀罪・刑訴法改正（盗聴法）・米軍兵器の爆買・沖縄新基地建設・敵基地攻撃論 ⇨アメリカ軍と一体（指揮下）で世界中で戦争する国造り

(2) 新自由主義政策の推進

雇用の破壊と福祉国家の解体⇨貧困格差の拡大と自己責任論（社会保障＝公助を自助自己責任に転換）・貧困のマジョリティー化・国富公共財（市民の共通の財産）の民営化（儲けの種にする）と脆弱化

2 菅政権下で何が起きているか

(1) 新型コロナ対策の問題

(2) 学術会議会員任命拒否問題

(3) 敵基地攻撃論の既成事実化（9条の解釈改憲）

(4) 明文改憲へ・・・憲法審査会「公選法並びの7項目」改憲手続法改正問題

(5) デジタル庁法関連法案の問題点

3 菅政権の本質をどうみるか

「安倍政治の継承」（安倍政権を官房長官として7年8か月支えた人物）

① 軍事大国化と戦争できる国造りの総仕上げ⇨警察権力をバックに国民監視国家・人事介入と恐怖支配による官邸独裁への指向（憲法の統治の基本構造＝三権分立と国民主権の破壊）

② 新自由主義政策の徹底的推進⇨国民には「自助」と露骨な利権体質

4 憲法に基づく未来を拓く政治への転換を…ポスト COVID-19 を見据えて

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合の2020年9月要望書

I 憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政治の確立

II 生命、生活を尊重する社会経済システムの構築

III 地球的課題を解決する新たな社会経済システムの創造

IV 世界の中で生きる平和国家日本の道を再確認する

いのちと平和、個人の尊厳を守る政治の実現、憲法の理念を社会のすみずみにいきわたらせ、安倍政権で失われた立憲主義と民主主義の回復に取り組んでいく政治を求める。

参考資料：①2020.10.12「いのちと人間の尊厳を守る、新しい政治を！」法律家6団体集会アピール
②2020.10.21「菅内閣総理大臣による日本学術会議の会員候補者の任命拒否に強く抗議し、日本学術会議法に則って会員候補者全員の任命を求める法律家6団体声明」③2021.1.18 改憲手続法改正案に反対する総がかりと法律家6団体のアピール④2021.2.1 法律家6団体「特措法等改正案の罰則規定の削除を求める法律家団体の緊急声明」⑤2021.1.21「行政のデジタル化等の急進による個人情報保護制度の改悪に反対する」自由法曹団声明

2020・10・12

「いのちと人間の尊厳を守る、新しい政治を！」集会アピール

1 はじめに

改憲問題対策法律家6団体連絡会は、市民とともに、安倍首相の目指す憲法9条他の改憲に反対し、憲法を蹂躪し権力の私物化を図る安倍政権を強く批判してきました。安倍首相が辞任して、後継の菅政権が始動し年内総選挙の可能性も指摘される中、平和といのちと人間の尊厳を守る未来を拓く新しい政治の実現を目指して、本日、この集会を開催しました。

2 憲法に基づく政治への転換を

第2次安倍政権発足以降、立憲主義や民主主義に反する政治、その結果として「いのち」や「暮らし」を守らない政治が公然と行われてきました。秘密保護法の強行採決（2013年）、集团的自衛権行使容認の閣議決定（2014年）、安保法制強行採決（2015年）、共謀罪の強行採決（2017年）、米軍兵器の爆買いなどの「戦争できる国づくり」諸政策は、憲法で保障されたさまざまな権利・自由を戦争のために制約するものであり、憲法の平和主義とは相容れません。安倍政権は、選挙や県民投票で何度も反対の住民意思が示されたにもかかわらず、「地方自治」も蹂躪し、辺野古新基地建設を強行してきました。いまだ福島第一原発事故の被災者への完全な補償や暮らしの回復がなされない中、再稼働反対の民意もかえりみず原発を再稼働させました。労働者を守る労働諸法制を改悪し、非正規雇用を増やして貧困と格差を増大させました。医療や保健分野等への財政支出の削減も着実に進められ、こうした「新自由主義政策」が、コロナ感染に対して十分に対応できない事態を生じさせています。

安倍政権の後継の菅政権は、「安倍政治の継承」をうたい、「憲法改正にも取り組む」とし「敵基地攻撃能力」の保有についても前向きです。また、「自助」を強調する新自由主義の推進を公言し、日本学術会議の会員任命拒否問題で明らかとなったように、日本学術会議法に違反し、従来の政府解釈も説明もなく一方的に覆し、憲法23条が保障する学問の自由を侵害する行為を行っています。批判されると、安倍元首相と同様に、問題の「すり替え」と「ごまかし」で説明責任に背を向ける姿勢を隠そうともしていません。

以上のように、安倍政権とこれを引き継いだ菅政権の政治は、法と憲法を無視し、主権者の民意にも耳を貸さない反立憲主義、反民主主義政治です。一切の戦争と武力の行使および武力による威嚇を放棄し、戦力の保持を禁止した憲法9条や、「すべて国民は、個人として尊重される。」とした憲法13条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とした憲法25条に違反する政治といえます。私たちは、安倍政治の継承を認めず、憲法に基づく政治への根本的な転換を求めます。

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合が、先月、取りまとめた要望書は、Ⅰ憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政治の確立、Ⅱ生命、生活を尊重する社会経済システムの構築、Ⅲ地球的課題を解決する新たな社会経済

システムの創造、IV世界の中で生きる平和国家日本の道を再確認するの 4 つの項目を柱とし、いのちと平和、個人の尊厳を守る政治の実現、憲法の理念を社会のすみずみにいきわたらせ、安倍政権で失われた立憲主義と民主主義の回復に取り組んでいく政治を、立憲野党に要望するものであり、私たちはこの考え方を支持します。

3 敵基地攻撃能力保有論批判

本年8月4日、自民党政調会がまとめた「国民を守るための抑止力向上に関する提言」は、いわゆる「敵基地攻撃」能力の保有に正面から踏み込むことを政府に求めています。従来から、政府は、「専守防衛」すなわち、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢」のもと、攻撃的兵器は、憲法9条2項により保有を禁止されている（2017年8月10日小野寺防衛大臣）、いわゆる敵基地攻撃を目的とした装備体系を整備することは考えていない（2019年5月16日安倍首相）と繰り返し答弁してきました。自衛隊が敵基地攻撃の可能な兵器を保有することは、仮に個別的自衛権に限るとしても日本が長く守ってきた「専守防衛」政策を完全に投げ捨てるものであり、政府解釈を前提にしても、憲法9条2項に違反することは明白です。ましてや集団的自衛権の行使が一部容認された安保法制の下では、日本が攻撃されていなくても海外で自衛隊が先に敵を攻撃する危険性が高まり、憲法9条1項が禁止した武力の行使や国権の発動たる戦争へとつながる危険性が格段に増すことになります。

4 まとめ

本年5月、安倍政権は、「法の支配」「権力分立」を否定する改正検察庁法案を、コロナ禍のどさくさに紛れて強行採決しようとしたましたが、私たち市民の力で廃案に追い込み、8月の安倍首相辞任へとつなげました。市民の力で政治は変えることができます。

私たちは、憲法の理念が社会のすみずみにいきわたる政治、新型コロナウイルス感染拡大で苦しむ市民のいのちと生活が守られる政治の実現を立憲野党に求めるとともに、憲法9条を破壊し、日本を普通に戦争する国に改造し東アジアを中心に世界の平和に脅威を与えることとなる敵基地攻撃能力保有に断固反対することを宣言し、集会のアピールとします。

集会参加者一同

**菅内閣総理大臣による日本学術会議の会員候補者の任命拒否に強く抗議し、
日本学術会議法に則って会員候補者全員の任命を求める声明**

2020年10月21日

改憲問題対策法律家6団体連絡会

社会文化法律センター	共同代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団	団長	吉田 健一
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	上野 格
日本国際法律家協会	会長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会長	佐々木猛也
日本民主法律家協会	理事長	新倉 修

2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議が新会員として推薦した105名の科学者のうち、6名の任命を拒否した。その後、日本学術会議及び多くの市民の要求にもかかわらず、菅総理大臣は任命拒否の理由を明らかにしていない。

私たちは、菅総理大臣に対し、違法・違憲な本任命拒否について強く抗議するとともに、日本学術会議法に則って会員候補者105名全員の任命を行うことで違法状態を解消することを求める。

第1 内閣総理大臣の任命拒否は日本学術会議法に違反すること

- 1 日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に」、1948年、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」として、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」（日本学術会議法2条。以下単に「法」という場合がある。）として設置された機関である。学術会議は、政府から「独立して」職務を行う（法3条）ものとされ、政府に対し、種々の勧告をする権限を有している（法5条）。

日本学術会議が、政府からの独立を保障されていることから、会員の任命は、「優れた研究又は業績がある科学者」という基準に基づいて、日本学術会議が推薦し（法17条）、この「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（法7条2項）とされていて、内閣総理大臣の任命権は、形式的なものであって裁量は認められていない。このことは、1983年改正の国会審議でも、中曽根康弘総理大臣や政府委員から、「総理大臣の任命は形式的なものであって、会員の任命を左右するものではない」と繰り返し答弁されていることから、また、今回の任命拒否までは、日本学術会議の推薦する候補者がすべて任命されてきている運用からも明らかである。

さらに、法は、内閣総理大臣は、会員から病気等の理由により退職の申出があった場合

にも、「学術会議の同意」がなければ辞職を承認することができないと定め(法 25 条)、さらに会員に不適当な行為があった場合ですら、「学術会議の申出」に基づかなければ会員を退職させることができないと定めている(法 26 条)。これらの規定からも、内閣総理大臣には誰を学術会議の会員とするかについて実質的な判断権がないことは、明らかである。

2 日本学術会議が独立性を保障されている特別の機関で、内閣総理大臣の任命権が形式的なもので裁量の余地がないことは、日本学術会議が、「内閣総理大臣の所轄とする」(法 1 条 2 項)とされていることから明らかである。すなわち、「所轄」は、「統括」と明確に区別され、一般の省庁が「内閣の統括の下」(国家行政組織法 1 条・2 条)に置かれ、内閣の指揮監督を受けるのに対し、人事院や公正取引委員会、日本学術会議など、独立性を保障された組織の場合には、内閣又は内閣総理大臣の「所轄」とされ、内閣または内閣総理大臣の直接の指揮監督を受けないものとされる。1983 年の法改正の際に、総理府(当時)が作成した「日本学術会議関係想定問答」(1983 年 5 月 2 日付)にも、「内閣総理大臣は所轄機関である日本学術会議に対し、いかなる権限を有するのか。」の問に対し、「内閣総理大臣は、日本学術会議の職務に対し指揮監督権を持っていない。」と明確に述べられている。

3 以上より、菅内閣総理大臣による新会員候補者 6 名の任命拒否は、日本学術会議法 3 条、7 条 2 項、17 条に明確に違反する違法行為である。

第 2 内閣総理大臣の任命拒否は憲法の保障する学問の自由(憲法 23 条)に違反すること

1 日本国憲法 23 条が、思想及び良心の自由(憲法 19 条)や表現の自由(憲法 21 条)とは別に「学問の自由」を明文で保障したのは、1913 年の沢柳事件、1933 年の滝川事件、1935 年の天皇機関説事件など、学問の自由の侵害が、市民一人一人の思想・良心の自由をはじめとした精神的自由の侵害・剥奪に帰結し、最終的に、無謀な侵略戦争による国内外での無数の悲劇を招いた歴史の痛苦の教訓に基づいている。滝川事件に抗議して京都大学の教授を辞職した末川博は、戦後、日本学術会議の創設メンバーとなるが、学問の自由の封殺は、国民が真実を知り、政府を批判することを封じることになると振り返り、警告を発している。

戦前の歴史的経験に対する反省から生まれた学問の自由の保障(憲法 23 条)は、真理を探究するうえで要求される学問の自律性、特に政治権力からの学問への介入・干渉を防ぐことをその核心とする。この自律性は、個々の科学者・研究者に対してだけでなく、科学者の自律的集団(大学・学会・研究会など)に対しても保障される必要がある。日本学術会議もまた戦前の反省に基づき、日本国憲法施行の翌年である 1948 年に、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」(法 2 条)として設立された学者の国会と言われる機関である。政治権力との関係における自律性は、「大学の自治」と同様に、憲法 23 条によって

保障される。

- 2 このことは、1983年選挙制から推薦制へ変更する同法改正案の審議において、当時の中曽根康弘総理大臣が、「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」と答弁したことによって確認されている(1983年5月12日 参議院文教委員会)。1983年以前の当選証書の交付が総理大臣の任命に形式上置き換えられただけであって、国会議員選挙当選者に対して選挙管理委員会が当選証書の交付を拒否できないのと同様に、総理大臣は会員の任命を拒否できないことを確認したのである。学術会議の自律性を保障するために総理大臣の任命権が形式的なもの、裁量の無いものとされたことが、推薦制が採用されてから一貫しているとみるべきである。
- 3 以上より、菅内閣総理大臣による6名の任命拒否は、学問の自由(憲法23条)で保障された日本学術会議の自律性を侵害した点で、憲法23条に反し、違憲である。

第3 憲法15条1項・65条・72条は任命拒否を正当化しないこと

- 1 任命拒否が問題化した後、政府は、平成30年11月13日付の内閣府日本学術会議事務局が作成した内部文書を公表した。

同文書には、

- ① 日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法第65条及び第72条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること
- ② 憲法第15条第1項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないことからすれば、内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられること、と記述されている。

しかし、以下のとおり、同文書の見解は憲法及び日本学術会議法の解釈を誤っており、憲法15条1項・65条・72条は本任命拒否を正当化するものではない。

- 2 まず①の点であるが、日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関ではあるが、内閣府設置法第40条3項で「別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関」とされ、その別の法律とは、日本学術会議法であり、内閣総理大臣の任命権は、前述したとおり同法が認める範囲内で認められる形式的なものに過ぎない。行政機関一般に対する監督権限が認められるとする政府の説明は、日本学術会

議法の存在を否定するに等しい。また、内閣総理大臣の「所轄」とされていることから、日本学術会議が、内閣総理大臣の指揮監督を受けないことは、前述したとおりである。

- 3 次に②の点であるが、憲法 15 条 1 項は、あらゆる公務員の終局的な選定・罷免権が国民にあるという国民主権の原理を表明した規定であって、内閣総理大臣に公務員の任免権を与えた規定ではないことは異論の余地はない。

憲法が任免権者を規定した公務員(内閣総理大臣、裁判官など)以外の任免権をどのように具体化するかは、国民主権の原則の下で、公務の種類・性質に応じて、全国民の代表である国会議員により法律によって決定すべきことである。そして、前述したとおり、国民は、日本学術会議法7条2項、17条を通じて、会員の選定を日本学術会議に付託しているのであって、内閣総理大臣に付託してはいない。また、国民は日本学術会議法 26 条を通じて、その罷免の権利を日本学術会議に付託しているのであって、内閣総理大臣に付託してはいない。

したがって、憲法 15 条 1 項及び日本学術会議法によれば、日本学術会議の推薦に従って会員を任命することこそが内閣総理大臣の国民及び国会に対する責任の内容であり、憲法 15 条 1 項から任命に関する内閣総理大臣の裁量を導くことは不可能である。

- 4 以上のとおり、上記内部文書①②の内容は、いずれも憲法の基本的解釈を誤るものであるばかりか、1983 年国会答弁等の政府見解から読み取ることもおよそ不可能なものであり、むしろこれまでの政府見解に真っ向から反するものである。

第4 任命拒否に抗議し 105 名全員の任命を求める

菅内閣総理大臣は、拒否の理由と経緯を説明せよ

以上のように、菅総理大臣による6名の任命拒否は違法・違憲であり、99 名しか任命されていない現在、日本学術会議は、210人の会員をもって組織すると規定した法7条1項に違反する違法状態である。また、菅総理大臣は任命拒否の理由を未だに明らかにしようとしていない。

今回の任命拒否は、単に学術の分野における政治の介入にとどまる問題ではなく、政府による一般市民の思想・信条の自由、表現の自由など精神的自由権全般への広範な侵害へとつながる危険を持つきわめて重大な問題である。私たちは、菅内閣総理大臣に対し、違法・違憲な任命拒否について強く抗議し、再発防止のために任命拒否の理由と経緯を明らかにすることと、法に従って日本学術会議推薦の 105 名全員を任命して違法状態を解消することを、強く求めるものである。

以上

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会
改憲問題対策法律家6団体連絡会

**私たちは、自民党4項目改憲を目的にした憲法審査会の開催と
公選法並びの改憲手続法改正案の採決に反対します**

憲法9条などの改憲を目指し、戦争法など数々の違憲立法を強行採決により成立させてきた安倍前首相は、辞任表明後もなお「改憲手続法を今国会で成立させる」と表明し、後継の菅政権も、「安倍政治の継承」を謳い、憲法改正に取り組むことを表明しました。これを受けて、衛藤征士郎自民党憲法改正推進本部長は、9条への自衛隊明記や緊急事態条項創設など自民党4項目改憲案をもとに改憲原案に仕上げるとして、憲法改正原案起草委員会を立ち上げて活動を開始しました。そのような中で、昨年11月26日に開催された衆議院憲法審査会では、与党ら提出のいわゆる公選法並びの7項目の改憲手続法改正案（以下「7項目改正法案」あるいは単に「改正法案」といいます。）の審議が開始され、採否は持ち越されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大の中で、今、国会が全力を集中すべきは、医療崩壊を食い止め、市民の命を守り、生活の糧を得ることが困難となった多くの市民に対する補償や救済策を講じ、PCR検査の拡大など新型コロナウイルス感染症の感染拡大を止める有効な対策を実行することであり、世論の大多数が望んでいない改憲の手続きについての議論ではありません。

総がかり行動実行委員会と改憲問題対策法律家6団体連絡会は、以上の理由から、通常国会において、自民党4項目改憲を目的にした憲法審査会を開催すること自体に反対であり、仮に、開催するとしても7項目改正案の抜本的な見直しと改憲手続法の本質的な欠陥の是正を抜きに採決することには、以下に述べる理由により、強く反対します。

第1 憲法改正の投票を通常の選挙と同列に論じること自体誤りであること

- 1 7項目改正法案は、2016年に改正された公職選挙法（名簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投票、洋上投票、繰り延べ投票、投票所への同伴）の7項目にそろえて（並べて）改正する法案です。与党議員らは、「投票環境を向上させる」ものであり野党にも異論はないはず、提出からすでに7国会を経ている以上、直ちに成立させるべきとしています。
- 2 しかし、7項目改正法案の審議は、昨年11月26日の憲法審査会で始まったばかりであり、中身の検討は全くなされていません。法案提出者は、投票環境を改善するもので異論はないはずだとしていますが、たとえば期日前投票時間の2時間の短縮が可能となっていたり、繰り延べ投票期日の告示期限が5日前から2日前までに短縮されているなど、投票環境を後退させるものも含まれています。通常の選挙では仮に許されるとしても、憲法96条の憲法改正国民投票において、国民の投票環境を後退させることは許されません。国の基本である憲法を改正するか否かの国民投票の在り方がどうあるべきかは、それ自体、憲法審査会で慎重かつ十分な議論が必要です。

第2 7項目改正法案は、改憲手続法の根本的な問題が未解決の欠陥法案であること

改憲手続法については、2007年5月の成立時において参議院で18項目にわたる附帯決議がなされ、2014年6月の一部改正の際にも衆議院憲法審査会で7項目、参議院憲法審査会で20項目もの附帯決議がなされており、日本弁護士連合会その他学者などからも欠陥の見直しを強く求められています。にも関わらず、これらの本質的な問題の解決が、13年以上も放置され続けています。とりわけ、(i) ラジオ・テレビ、インターネットの有料広告規制の問題や、ビッグデータの利用の規制の問題は、改憲手続法改正の議論において、避けては通れない重大な問題です。また、(ii) 運動の主体の問題もきわめて重要です。現在は、公務員・教育者に対する規制を除き（それ自体見直しの議論が必要です。）運動主体に制限はありません。しかし、企業（外国企業を含む）や外国政府などが、費用の規制もなく完全に自由に国民投票運動ができるとする法制は、抜本的な見直しが不可欠です。

7項目改正法案は、以上述べたような「憲法改正をカネで買う」危険についてなどの問題が、全く考慮されていない欠陥改正法案です。これらの本質的な議論と制度の見直しを抜きに、欠陥改正法案を急ぎ成立させる必要は全くありません。

第3 7項目改正法案は、自民党の掲げる4項目改憲への道を開く道具であること

もともと、与党や維新らの改憲派が7項目改正法案の成立を急ぐ理由があります。それは、自民党が現在準備中の4項目改憲案を憲法審査会に提示するために、7項目改正法案を成立させる必要があるからです。7項目の改正案が成立すれば、次は憲法改正原案の提示に進む目論見であることは明らかです。

そもそも、7項目改正法案は、安倍前首相の掲げた改憲を強行するための「道具」として生み出されたものです。2017年5月に、安倍首相（当時）が「2020年までに改憲を成し遂げる」と宣言し、2018年3月に自民党4項目改憲案の素案を取りまとめ、同年6月に、急遽間に合わせるように提出されたのが、この改憲手続法の7項目改正案です。自民党の4項目改憲案の狙いは憲法9条の改憲にあります。戦力の不保持、交戦権の否認を定めた9条2項を空文化し、「必要な自衛の措置」の名目で、無制限の集団的自衛権の行使を憲法上可能にし、自衛隊を通常の「軍隊」・「国防軍」にしようとするものに他ならず、「戦争をしない国」という我が国のあり方を根底から変える危険な改憲案であって、絶対に許してはなりません。欠陥改正法案を成立させることは、この自民党改憲案が憲法審査会に提示され改憲発議への道を開くことに直結します。

第4 市民は、憲法改正議論など望んでいないこと

市民が、憲法改正を必要とは思っていないことは、一昨年からのいずれの各種世論調査からも明らかです。新型コロナウイルス感染症の拡大で苦しむ多くの人々の命も健康も生活も蔑ろにして、国会も開かずに自助を迫るだけの無能無策の限りを尽くす政府に対して、市民は心底怒りを覚えています。

憲法改正の議論は、市民のなかから憲法を改正すべしという世論が大きく高まり、コンセンサスが形成される中で初めて可能となるのであり、市民の意思を無視して憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負う国会議員や首相が主導することは許されません。そして、今、憲法改正論議を進めることなど市民が全く望んでいないことは明らかです。政府と国会が、何をおいても全力で取り組むべきことは、新型コロナ対策であり、市民の命と生活を守る施策であり、安倍前首相の桜を見る会関連の犯罪嫌疑などで地に堕ちた政治への信頼を取り戻し、立憲主義と民主主義の本道に立ち返るための努力です。 以上

特措法等改正案の罰則規定の削除を求める法律家団体の緊急声明

2021年2月1日

改憲問題対策法律家6団体連絡会

社会文化法律センター	共同代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団	団長	吉田 健一
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	上野 格
日本国際法律家協会	会長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会長	大久保賢一
日本民主法律家協会	理事長	新倉 修

1 はじめに

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の改正案（以下単に「改正案」という。）につき、前者については過料の金額を引き下げる、後者については刑事罰を行政罰とする等の修正を行ったうえ、2月3日にも成立の見通しと、報道されている。

しかし、これらの修正では、今回の改正案のもつ本質的な問題は解決しておらず、罰則規定を設けることについては、強く反対する。

2 感染症法改正案の本質的問題—患者に罰則を科すことは、たとえ行政罰であっても許されない

（1）感染症法の理念に反する

感染症法は、ハンセン病や後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め（前文）、国及び地方自治体の講じる施策は「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進される」（2条）ことを基本理念としている。このため現行法上、入院等の措置は「感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない」（22条の2）とされており、罰則による強制は予定されていない。

入院を拒否したり、積極的疫学調査に応じない患者に罰則を科す措置は、上記感染症法の理念に反する。そのことは、刑事罰から行政罰になっても同様である。過料は、裁判所が本人と検察官の意見を聞いて現金の納付を命じる手続き（非訟事件手続法120条2項）によって科され、その本質は、罰則の威嚇による入院等の強制にはかならない。

（2）罰則の必要性（立法事実）が存在しない

そもそも、入院拒否や入院先から逃げた患者が一定程度存在し、そのことによって感染が拡大した事実は存在しない。つまり罰則が必要とされるだけの立法事実は存在しない。

（3）感染症対策にとっての弊害

また、罰則を科すことによって、検査を受け控えることを誘発し、その結果、かえって感染状況の把握自体が困難になり、感染を拡大することになりかねない。さらに罰則を伴う強制は国民に恐怖や不安、差別を惹起することに繋がり、感染症対策として不可欠な国民の主体的で積極的な参加と協力を得ることを著しく妨げる恐れがあるなど、感染症対策としても弊害をもたらすものといわざるを得ない。

今回の改正案については、日本医学連合会をはじめ関係学会・団体等多くの医療関係者から罰則そのものについて反対の意見が表明され、厚生科学審議会感染症部会においても多数の専門家から罰則に対する反対や懸念が表明されていたものである。全国保健所長会が、罰則を振りかざした脅しで住民の私権を制限することになり、住民目線の支援に支障を来すおそれがあるとして、罰則導入について慎重な検討を求めている。このような医療関係者や現場の声、専門家の意見を無視することは到底許されるものではない。

(4) 小括

以上のとおり、患者に行政罰を科すことは、その必要性がなく、患者の人権制限の必要最小限度の原則にも反し、かえって感染症対策にとって弊害が大きいことから、罰則規定はすべて削除すべきである。

3 「特措法」改正案の本質的問題―事業者に罰則を科すことは金額の多寡にかかわらず許されない。

(1) 営業の自由（憲法 22 条 1 項）、財産権の保障（憲法 29 条）等に違反

「特措法」改正案は、緊急事態宣言下、あるいは「まん延防止等重点措置をとった場合に、都道府県知事の営業時間の短縮や休業の命令に違反した事業者に対し、罰則（過料）を科し、このことにより時短や休業を強制するものである。しかし、現在の時短要請に応じられていない事業者は、倒産や廃業の危機に直面しており、要請に従いたくても従えないというのが大半である。この中で求められるのは、時短あるいは休業に伴う減収分を行政が適切に支援、補償し、安心して要請に従うことのできる環境を整備することである。これらの必要な対応を抜きに、罰則で有無をいわず強制することは憲法 13 条、22 条 1 項、25 条、29 条に反するものといわなければならない。

また罰則を設けることにより、市民相互の密告や監視を招き、差別や偏見分断を助長しかねず、自由な市民生活に対する重大な阻害要因となる恐れがある。

問題の本質は、政府等が十分な補償等を行わないまま、罰則で時短や休業を強制することそのものであり、過料の金額の多寡では全くない。

(2) 行政権力の市民生活への広範かつ過度の介入と濫用の危険

さらに重大な問題は、違反者に罰則を科すことによって不可避免的に生じる違反者の摘発、取り締まりの問題である。

ア 特措法改正によって新設される罰則は、緊急事態宣言の下、あるいはまん延防止等重点措置下で発せられる都道府県知事の発する時短、休業等の措置命令に違反した事業者等が対象となっている（79 条、80 条）。この対象となる事業者の範囲は、学校、社会福祉施設、興行場、その他政令で定められており（特

措法 45 条 2 項)、特措法施行令 11 条は、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のほか、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他食品等を除く物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他遊興施設、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設と極めて広範囲に及んでおり、小規模店舗・施設であっても必要であれば対象とされる。このように、法令上都道府県知事の措置命令の対象、したがって罰則の対象は、きわめて広範囲の事業者等に及ぶことになる。

イ また、改正案では、都道府県知事は、その職員に、当該営業所、事業所等に立ち入り、業務の状況や帳簿、書類等の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるとされている(特措法改定案 72 条 1 項、2 項)。さらに、「都道府県知事は、当該都道府県警察に対し、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる」(同案 24 条 7 項)のであるから、立ち入り検査等に際し、トラブル防止等の名目で警察の同行を求めることなどの運用の危険がある。

実際にも、「立入り等の行使は、法の施行に必要な限度で行いうるものであり、行政上の指導、監督のために必要な場合に、法の目的や他の行政目的のために使うことはできない。例えば、経営状況の把握のために会計帳簿や経理書類等の提出を求めたり、保健衛生上の見地から調理場等の検査を行うこと等は、認められない」(警視庁生活安全局長「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」2019 年 12 月 22 日付 88 頁)とされているにもかかわらず、昨年 7 月 9 日、菅内閣官房長官(当時)は、テレビで「風営法(風俗営業法)で立入検査ができる。そういうことを思い切ってやっていく必要がある」と発言、その後 7 月 16 日、警視庁は風営法に基づいて新宿歌舞伎町や池袋のキャバクラやホストクラブに都職員と立入調査をした。菅内閣官房長官、西村経済再生担当大臣、小池百合子東京都知事は、行政調査に於ける「他目的利用の禁止原則」や「比例原則」に反し、コロナ感染対策ためとして風営法を根拠に警察に立ち入り調査をさせ、さらには「行政指導」までさせた。警察にこうした違法・越権行為、威嚇をさせたことに飲食業界等からは抗議の声が上がっている。

とりわけ「まん延防止等重点措置」発動の要件は、「政令」で定めることとされており、対象となる事業者等は前述のとおり、極めて広範囲に及んでいることから、警察を含む公権力による市民生活への過度で広範な介入を許す危険があり、上記の例にみるとおり濫用の危険が極めて高い。

これは罰則を導入することによって不可避免的に生じる問題であり、過料の金額の多寡とは全く関係がない。

(3) 小括

以上のとおり、補償もなく事業者に対して罰則を科して休業、時間短縮等を強制することは、憲法 22 条 1 項、29 条等に違反し、また市民生活への行政権

力の過度の介入や濫用による人権侵害の恐れもあることから、罰則規定はすべて削除すべきである。

4 結語

以上のとおり、罰則による強権的な手段を用いて私権を制限することは、そもそも立法事実を欠き違憲の疑いがあるうえ、行政権力の市民生活への過度の介入をもたらすなど、憲法上重大な問題をはらむ。行政罰（過料）にしても、過料の金額を修正しても、問題の本質は変わらない。

以上より、罰則規定はすべて削除することを強く求める。

なお、改正法案は、罰則規定の問題のほかにも、「まん延防止等重点措置」の発動要件を政令で定めるとしていること、国会による統制が規定されていないことなど問題が多く、十分な審議と修正が必要であって、附帯決議等で拙速に法案を成立させることは絶対にあってはならないことを付言する。

以上

行政のデジタル化等の急進による個人情報保護制度の改悪に反対する

2021年1月21日

自由法曹団

第1 デジタル化を強固に進める政府の態度と現場の乖離

政府は、2020年12月25日、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(以下、「政府方針」という。)を公表した。政府方針では、「行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的である」とし、「社会のデジタル化を強力に進めるため、施策の策定に係る方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。)の全面的な見直しを行うとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁(仮称)を設置する」等、急進的にデジタル化を推し進めようとしている。

かかる政府方針に先立ち2020年7月17日に発表された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(以下、「骨太方針2020」という。)及び2020年6月26日付地方制度調査会による「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(以下、「地制調答申」という。)においても、人口減少と高齢化、インフラの老朽化やコロナウィルス感染症のリスク等を上げ、これらに対処するために「目指すべき地方行政の姿」として、デジタル化を掲げている。

しかし、デジタル化を進めさえすれば行政の効率的運用が実現するというのは幻想にすぎない。新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、保健所が大幅に削減されてきたことが問題視されたことは記憶に新しく、公立学校の教員不足、医療における人員不足が浮き彫りになったにもかかわらず、その対応も不十分と言わざるを得ない。また、自治体では行政サービスの外部委託が進められており、サービスの質の低下と職員の労働条件の悪化が懸念される。実際の労働を担う人員の確保や労働環境の改善などの手段を講じることなく、デジタル化のみを推し進めようとする態度は、根本的に誤っているといわざるを得ない。

第2 行政のデジタル化等に伴う個人情報保護制度の統一化・平準化の危険性

1 個人情報保護制度の統一化・平準化の方針の明示

政府は、このような急激なデジタル化の推進により、国民の個人情報の保護体制も大きく改変しようとしている。

政府方針では、「国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないこと」を課題の一つに挙げ、「国及び地方公共団体において、相互に連携しつつ、情報システムの共同化・集約の推進」等の措置を講ずること、新たに設置されるデジタル庁が総務省と連携し「地方公共団体の情報システムの標準化・共通

化に関する企画と総合調整を行う」としている。

骨太方針 2020 及び地制調答申は、より具体的に、「国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的にデータも十分に活用できないなど、様々な課題が明らかになった。こうした行政のデジタル化の遅れに対して迅速な対応が必要である。」(骨太方針 2020・15 頁)、「各地方公共団体が制定している個人情報保護条例においては、個人情報の定義や制度内容に差異が存在するほか、独自の規制を設けている場合もあり、官民や官同士での円滑なデータ流通の妨げとなっていると指摘されている」(地制調答申・9 頁)と問題視し、「民間の人材・技術・知恵を取り入れ、徹底した見直しを行い、ベンダーロックインを避け、オープンアーキテクチャを活用し、個人情報の保護を徹底し国民の理解を得つつ、利用者目線に立ちデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムへの転換を進める」(骨太方針 2020・15 頁)と、個人情報保護の在り方の見直しを進める方針が示されている。

菅義偉首相も、2020 年 9 月 25 日、第3回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて、2025 年度末までに自治体の業務システムの統一・標準化を行うことを表明した^[1]。

さらに、自由民主党行政改革推進本部による「デジタル社会構築に向けた中間とりまとめ」(以下、「自民党中間取りまとめ」という。)では、地方公共団体の条例による独自の個人情報保護措置に対しては、現状存在する上乗せ規制、横出し規制に対する場合を含め、法律が示す共通ルールが優先されることを法律に明記すべき、「地方公共団体が、個人情報保護に関する条例を定めようとする時は、事前に個人情報保護委員会と協議すべきこと、事後に届け出るべきことを法律で定めるべき」、「地方公共団体による当該条例が法律に違反する又は著しく適正さを欠くと国が判断するときは、国が是正の要求又は是正の指示ができることを法律で定めるべきである」と、地方公共団体による個人情報保護に関する条例制定権そのものを大きく制限しようとしている。

しかし、このような個人情報保護制度の在り方の統一化・平準化は、憲法 13 条が保障し、個人情報保護法及び自治体の個人情報保護条例によって構築されてきた国民のプライバシー権を脅かすものであり、断じて許されない。

2 分権的な個人情報保護システムの意義

我が国においては、個人情報保護に関する一般法として、個人情報保護法があり、行政機関の有する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)が制定されている。かかる現在の法体制は、2000 年代に入ってようやく整備されたものであるが、これらの国による法整備に先立ち、先進的な自治体は、個人情報保護条例を制定し、我が国における個人情報保護法制の構築に大きく貢献してきた。

このような経緯もあり、我が国の行政機関が保有する個人情報保護の在り方は、分権的なシステムが採用されている。すなわち、行政機関個人情報保護法は国家が保有する個人情報のみを対象とし、地方公共団体の有する個人情報は個人情報保護条例によって保護される。先進的な自治体による個人情報保護の在り方に遅れて法整備を行った国が、条例を廃止して一元的に規制することは適切ではないと判断され、また、個人情報保護は公共団体の自治事務であり、「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」(地方自治法2条 13 項)からである。

このような我が国の法体系及び個人情報保護制度の構築の経過から、近時においても、国に先立ち各公共団体において先進的な制度が構築される例もある。例えば、かねてから必要性が

議論されつつも未だに法制度として認められていない法人の自己情報開示請求権について、神奈川県秦野市はこれを認める条例を制定している。

3 画一的な個人情報保護規制の問題点

これまでも、複数の公共団体にまたがって転院した場合の医療記録の共有が困難である等、分権的な個人情報保護システムの問題は指摘されているところではあるが、そのような問題点は個別法の制定によって解消してきた。

しかし、上記骨太方針 2020 及び地制調答申や菅首相の発言は、このような個別的対処ではなく、行政のデジタル化を理由に、行政が有する個人情報すべてについて、以上のような我が国の分権的な個人情報保護システムの在り方を根本から転換し、国による統一的な規制を行う方針を示したものといえる。

かかる方針は、各公共団体において、住民との合意のもとで制定されてきた独自の個人情報保護の在り方を破壊し、公共団体による先進的な個人情報保護制度の構築を後退させるものになりかねない。

特に、近時においては行政事務の外部委託が急激に進められており、行政が取り扱う個人情報の管理を民間企業が担う場面が今後さらに増えていくものと思料され、公共団体ごとにその実情に合わせた個人情報保護の在り方を独自に構築していくことの重要性はますます高まるものといえる。

情報科学技術の発達により、行政のデジタル化自体は進められるものとしても、これによって市民の個人情報保護がおざなりとなることはあってはならず、上記のような我が国の個人情報保護制度の構築経過からすれば、公共団体による独自の個人情報保護制度をないがしろにすることは許されないというべきである。

第3 個人情報利用制限の緩和は行ってはならない

1 個人情報保護制度統一化・平準化の狙い

上記のような個人情報保護制度の在り方の統一化・平準化は、各自治体における個人情報保護条例による個人情報保護を緩和することを狙いとするものと考えられる。

実際、2020 年 10 月 28 日に開催されたデジタル改革関連法案ワーキンググループ第2回会合において、慶應義塾大学教授宮田裕章氏は、「21 世紀の基本的人権」と称し、データ共同利用権の確立の必要性を主張した。その内容は、「パーソナルデータも含めたデータへのアクセスを推進するとともに、データによる価値実現を促進する」ことを目的とし、「データの第三者からの一定条件でのアクセスと利用を可能とするような、データポータビリティの担保もしくは API 連携の義務化を行うこと」、「データホルダーによる許諾だけに基づくものではなく、データ取得方法、データの管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益性がある場合に、データ利用を認めるもの」としている[2]。

政府方針、自民党中間とりまとめにおいても、以下で述べるような情報主体たる個人の自己情報の管理等に関する権利などは一切触れられていない。

このことから、政府方針等で示された個人情報保護制度統一化・平準化の真の狙いは、個人情報保護制度の充実ではなく、行政の効率化や企業等による個人情報利用を容易にすることにあることは明白である。

2 個人情報保護は情報主体である個人のものである

EUにおける一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)は、前文において、「個人データの取り扱いと関連する自然人の保護は、基本的な権利の一つである」(1)、「特に、その個人データ保護の権利を尊重する」(2)とし、「自然人は、自身の個人データの支配権を持つべきである」(7)と述べた上で、「個人データの扱いは、人間に奉仕するために設計されるべきである」(4)としている[3]。その上で、情報主体によるアクセス権(15条)、訂正の権利(16条)、消去の権利(17条)、取り扱いの制限の権利(18条)、異議を述べる権利(21条)等、情報主体の権利を定めている。このように、GDPRは、個人情報の取り扱いは情報主体である個人の保護にあることを前提として、個人情報の利活用を制限しているものであり、かかる情報主体自身による自己情報の管理を可能とすることを中心に据える制度設計が世界標準であるというべきである。

データ共同利用権の創設等の上記方針は、このような個人情報保護の在り方は情報主体たる個人を中心にすべきという前提に立つことなく、行政の効率化や企業によるデータの利活用を重視するものといえ、世界における個人情報保護の在り方の趨勢に真っ向から反するものと言わざるを得ない。例えば、GDPRが認めるデータポータビリティ権は、第三者が個人情報にアクセスする権利を定めたものではなく、「データ主体に権利を付与し、データ主体が自己の個人データをよりコントロールできるようにする」[4]ために、データ主体が、データ管理者に対し、個人データ(当該データ管理者において収集した当該個人の情報)を他のデータ管理者に移転するために持ち出したり、直接移転させたりする権利である。すなわち、あくまでデータ主体における管理を前提としているのであり、公益性を背景に第三者が本人に無断で個人情報を利用する「データ共同利用権」とは全く異なる概念であるというべきである。日本国憲法13条が保障するプライバシー権には、自己情報コントロール権も含まれると解すべきことは学説上の圧倒的通説であり、上記GDPRの諸規定は、日本国憲法下においても保障されるべきものといっている。

「データ共同利用権」は、国家又は経済界による個人情報の収集・管理を想定しているものと考えられる。かかる国家等による個人情報の管理は、ナチスドイツにおけるユダヤ人の迫害、我が国におけるハンセン病患者への迫害等に利用されてきた歴史的経緯からも、基本的人権にはなりえないし、むしろ、基本的人権であるプライバシー権(自己情報コントロール権を含む)を大きく侵害するものであり、断じて認められるべきものではない。

上記のとおり、政府方針、自民党中間とりまとめにおいても、GDPRに列挙される情報主体の権利については何ら具体的に言及していないのであり、データの利活用のみが優先されているといわざるを得ない。このような方針が具体化されれば、情報主体の権利はないがしろにされ、政府や経済界の効率化及び儲けの手段として個人情報が使われることになることは自明である。このような事態を招きうる政府方針に基づく個人情報保護制度の改悪は、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するものであり、断じて許されない。

3 個人情報保護システムの統一化・平準化及び情報の一括管理の危険性

さらに、自民党取りまとめにおいては、新たに設立する「デジタル庁」について、「デジタル社会形成に関する司令塔となるべきであり、デジタルに関する全権限がデジタル庁に集中されるべき」とし、現在、国からは独立した機関として運営されている地方公共団体情報システム機構(J-LTS)及び情報処理推進機構(IPA)を国が監督するとしている。しかし、かかる個人データの管理方法の統一及びデータ自体の一括管理は、深刻化しているサイバー攻撃に対して脆弱であり、攻撃を受けた際に被る被害も甚大なものとなることは明らかである。このような方針は、情

報セキュリティの在り方について事故が生じうることを前提として構築すべきとするセキュア・ジャパン 2009 にも反しうるものである。

したがって、かかる個人情報保護利用の緩和及び個人情報管理の標準化・統一化、国家等によるデータの一括管理は行うべきではない。

4 小括

以上のとおり、政府方針において示された個人情報保護制度の統一化・平準化は、個人情報の帰属主体は個人であるという前提を排除し、行政の効率化及び企業によるデータ利活用をその真の目的として、個人情報保護制度の規制緩和を図るものである上、情報セキュリティの面からも大きな問題がある。これは前述のとおり、憲法13条の保障するプライバシー権を侵害するものであり、断じて認められない。

第4 デジタル化のみに頼るのではなく現場で真に求められる行政サービスを実現すべきである

政府は、2021 年通常国会において、デジタル化関連法案として、デジタル庁法案、マイナンバー改正法案、IT 基本法改正法案等、5本を超える法案を一括審議し、成立させる方針であると報道されている[5]。自民党中間取りまとめにおいても、しかし、上記のとおり、個人情報保護の在り方に関する議論状況は到底習熟したものとは評価しえない。また、論点が大きく異なる法案を一括して処理することは、基本的人権であるプライバシー権や地方自治に関わる重要な論点を含むにもかかわらず、十分な審議が担保されないおそれがある。したがって、かかる議論は、十分に国民に周知した後、個別の論点について国会での十分な議論を経るべきであり、かかる一括審議には強く反対する。

以上のとおり、現在進められようとしている行政のデジタル化は、これを推進すること自体を目的化し、人員の拡充等行政サービスの質の向上に不可欠な課題から目をそらし、デジタル化自体のために障害となり得る個人情報保護制度の在り方の根本を転換し、その保護の在り方を弱体化させるおそれが強く、問題が大きいと言わざるを得ない。

したがって、自由法曹団は、かかる拙速なデジタル化の推進及びこれによる個人情報保護制度の見直しには強く反対し、デジタル化のみに頼るのではなく、真に住民への行政サービスを充実させるために必要な施策を講じることを求める。

以上

[1] NHK NEWS WEB <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200925/k10012633981000.html>

[2] 首相官邸 HP（デジタル改革関連法案ワーキンググループ（第2回）議事次第
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/houan_wg/dai2/gijisidai.htm

[3] 個人情報保護委員会 HP における翻訳文
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

[4] データポータビリティの権利に関する個人情報保護委員会 HP における翻訳文
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

[5] 日本経済新聞 2020 年 10 月 22 日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65279000R21C20A0PP8000>

憲法共同センター 全国交流会

2021 年 2 月 23 日
憲法共同センター運営委員会

1 はじめに ー交流集会開催の目的

(1) 憲法第 9 条の明文改憲を執拗にねらった安倍首相退陣の後、憲法をめぐるせめぎあいは新たなかたちで激化しています。

安倍政治を継承する菅首相は、改憲についても自民党改憲 4 項目を引き継ぎ、突破口としての改憲手続法（国民投票法）改正法案の採決を、日本維新の会などを取りこみ、野党を分断して強行しようとしています。

同時に菅首相は、日本学術会議会員 6 名の任命を拒否し、敵基地攻撃能力保持につながる武器調達・開発のために過去最高となる 5 兆 3 千億円超の軍事費を予算案に計上し、コロナ感染対策を口実にした罰則付きの私権制限をおこなう「コロナ特措法」改正法案などを成立させるなど立法改憲、実質改憲をくりかえし、安倍首相とは異なる危険性を示しています。

(2) 菅内閣は、2020 年末に閣議決定した男女共同参画基本計画から選択的夫婦別姓の文言を自民党内極右勢力の圧力で削除し、女性蔑視発言を公然と行った森元首相の責任を問うこともなくオリンピック・パラリンピック組織委員会会長の後任選で迷走し、日本が人権後進国であることを国内外に示しました。

また、新型コロナ・ウイルス感染対策より GoTo トラベルなどの経済対策を優先してコロナ感染の第 3 波を招き、さらに十分な補償も行わない休業・時短要請で中小零細事業者の経営危機を深刻化させるなど、大企業本位の新自由主義政策に固執する政権であることも露わにしています。憲法破壊の政治が、いのち、くらし、人権の危機の元凶になっています。

(3) 安倍首相の退陣によって、「安倍改憲 NO」の所期の目的を達成したとの受けとめが、一時的に市民運動に広がりました。しかし、菅内閣独自の危険性も共有され、「アベスガ政治 NO」の運動に発展してきています。

また、コロナ対策の無為無策ぶりと異論排除の強権政治に対する市民の批判が高まり、菅内閣の支持率が急落しました。コロナ禍での市民の関心は、経済よりいのちとくらし、個人の尊厳をまもる政治に向き始めているのです。

(4) 1 月 31 日の立憲民主党大会で枝野代表は、「新型感染症によって明らかになった日本社会の弱さと脆さから『命と暮らしを守る』、そのために機能する政府をつくるため『政権交代の選択肢となる』」ことが二つの目標だと述べました。

12 月 15 日の日本共産党第 2 回中央委員会で志位委員長は、「市民と野党の共闘の力で次の総選挙で菅自公政権を倒し、政権交代を勝ち取り、新しい政権——野党連合政権をつくらう」と呼びかけ、新自由主義からの転換などをめざす「新しい日本をつくる五つの提案」を実現する政権の選択を呼びかけています。

市民連合は 9 月に「立憲野党の政策に対する市民連合の要望書（いのちと人間の尊厳を守る『選択肢』の提示を）」を野党 2 会派に要望し、2 月初旬には菅政権に代わる選択肢を野党がまとまって示すことを求めました。そして、当面の政治戦の焦点である 4 月 25 日の

衆参両院の補欠選挙での野党の統一对応を強く求めています。

(5) 戦争する国への改憲を狙い、いのち（コロナ感染対策）より経済という「アベスガ政治」から、いのちとくらし第一の政治に転換することは、市民と野党の共闘の目標であると同時に、政権選択の最大争点です。

その情勢のもとでの憲法共同センターの取り組みは、改憲阻止と憲法をいかして、いのちとくらし、個人の尊厳を守る政権の実現の二つの柱で進めることになります。

開催する全国交流集会はそのことを意思統一し、改憲発議阻止の緊急署名を取り組みの軸に、宣伝、署名、集会などでの市民へのアピールを強め、4月の衆参両院議員の補欠選挙と総選挙で立憲野党を勝利させ、コロナ危機を乗り越えることなど切実かつ緊急の要求を実現する一歩を踏みだし、きたる総選挙で政権交代を実現して「アベスガ政治」から転換するために奮闘しあう決意を固めあう場として開催します。

2 確認しあいたい情勢と取り組みの基本方向

(1) 新型コロナ・ウイルス感染の世界的な拡大（パンデミック）のもとで、経済重視の社会の脆弱と歪みが露見し、それをのりこえて新しい社会をめざす動きが始まっています。この動きとも連携し、憲法をいかす政治、社会をめざします。

① 世界の感染者数は2月16日時点で1.1億人をこえ、死者は243万人超となり、感染力の高い変異種も確認されるなど感染拡大が続いています。先進国を中心にワクチン接種も始まりましたが、先進国と途上国の「ワクチン格差」という新たな問題もおきています。

日本国内の感染者数は、同日時点で41.8万人をこえ、死者は7,139人にのぼり、東京都など10都道府県で緊急事態宣言が継続され、医療崩壊の懸念が払しょくできない厳しい状況が続いています。

② 国内でも世界でも、感染拡大のもとで休業、外出制限がおこなわれ、それにとまなう経済的支援が行われています。IMFの調査では、この間に世界各国がコロナ禍の経済対策で支出した総額は13兆8750億ドル（約1445兆円）にのぼります（2021年1月28日）。

国際NGO・オックスフォムの調査では、世界全体の10億ドル以上の資産を持つ富裕層は2020年3～12月までに資産を3兆9000億ドル（約404兆5000億円）増やして総資産は11兆9500億ドルに達し、その資産増額はG20各国がコロナ対策で投じた財政措置の総額に匹敵するとも指摘しています。

コロナ対策にとまなう財政支援が、株などの投資を通じて富裕層に「回収」され、コロナ禍で格差が天文学的に拡大しており、新自由主義の非人間性はここでも示されました。乗り越えなければならない課題の一つです。

③ ILOの調査では、2020年に世界全体の総就労時間は前年比で8.8%減少しました。常勤労働者換算で2億5500万人分の雇用喪失にあたります。とりわけの悪影響は、サービス産業などで働く非正規雇用労働者、女性、外国人労働者などより脆弱な労働者と事業者に強く及んでおり、それは日本も例外ではありません。

労働力調査の結果では、2020年平均で、正規雇用労働者は36万人増の一方で非正規雇用労働者は75万人減少し、このうちの3分の2にあたる50万人は女性非正規雇用労働者の減少です。コロナ禍の雇用喪失と賃金の減少は一部に集中して深刻な貧困が生じ、いのちとくらしの危機を招き、個人の尊厳が損なわれる事態が生じています。

いのちを大切にす政治の役割が求められています。

④ 2021年2月時点でコロナ関連の企業破綻が1000件をこえ、2020年の休業業は5万件弱と前年比で14.6%増となりました。サービス産業で、内部留保等の「体力」のない中小零細企業・事業者にはコロナ危機の悪影響が集中し、雇用と地域経済に深刻な打撃を与えています。

菅政権が進める「中小企業再編による生産性向上」施策が事態をより深刻化しています。強者のみ生き残る市場に任せのままでは、地域経済の持続可能性が失われ、産業間、地域間の格差が一層激化する恐れさえ生じています。

コロナ危機は地域経済の持続可能性という課題をより顕在化させました。

⑤ 以上のようなコロナ危機に便乗して経済的弱者に痛みを押し付ける政策への市民、業者、労働者の異議の申し立てに押され、財政による個人給付や休業補償などの「救済策」がとられました。

そのことは、新自由主義施策の微修正ですが、施策の財源は富裕層への課税などによる富の再配分ではなく、対策の内容も不要不急の経済対策との両立で、「遅い、少ない、的外れ」の小手先の政策にとどまった結果、格差と貧困の進行は放置されたままです。

この点は、新自由主義施策に固執する「アベスガ政治」のコロナ対策の矛盾の表れです。

⑥ コロナ対策を口実に、市民の基本的な人権を侵害する私権制限や公権力介入の動きが強まっていることも見過ごせません。憲法への緊急事態条項創設の地ならしの危険性も含め、軽視できない動きです。

菅政権が発足後、最初に手をつけた日本学術会議会員6名の任命拒否は、科学を軽視する政府の姿勢と、異論の排除が戦争する国づくりへの暴走と密接に関連していることを明白にしました。

コロナ感染対策を口実にした「コロナ特措法」、感染症法等の改定では、休業要請に従わない場合や入院勧告を拒否した場合の罰則（過料）が規定され、公権力の私権介入に大きく踏みだすものとなりました。

さらに、コロナ・ワクチン接種とマイナンバーカードの紐付け論議や、コロナ感染対策をも口実としたデジタル庁設置法案の閣議決定と、政府による個人情報の一元管理、監視社会への動きも強まっています。

基本的な人権侵害を惨事便乗型で許さないための警戒と、機敏な反撃の取りくみは極めて重要です。

⑦ 政府のコロナ対策への批判と不満が、安倍政権終盤の内閣支持率や菅政権の支持率の急落の要因となり、山形県知事選挙をはじめ主要な地方自治体首長選挙で自公候補が敗北するという状況が生まれています。

批判や不満は、コロナ対策の不十分さだけでなく、コロナ禍での特権的な一部国会議員の行動や、相次ぐ金と政治の問題なども含め、自民党政治の腐敗の構造として受けとめられ、批判が高まってきていることも見逃せません。

その点もふまれば、改憲を主張して立憲主義を蹂躪する「アベスガ政治」ではコロナ危機をのりこえられないことを事実で明らかにしながら、いのちとくらし、憲法を守る政治の実現を真正面にかかげた取り組みを旺盛に進める段階を迎えています。

(2) 医療崩壊への懸念が現実化するほど脆弱な日本社会の現状は、8年余り続いた「アベスガ政治」でより深刻化しました。これ以上、同じ政治をつづけさせない、違う政治の選択肢を市民参加で作り出す、そんな世論と運動の高揚が緊急の課題です。

① 1980年代の中曽根行革以降の政府は、規制緩和と民営化を中心とする行政改革、構造改革の新自由主義政策を一貫して進めてきました。

その結果、市民のくらしの基盤を支える社会保障制度を切り刻み、雇用の不安定化と賃金低下が進行し、エッセンシャルワークを含めたあらゆる産業分野で市場化が強行されつづけてきました。

選択と集中、自己責任を強制する政治が、税、社会保障による富の再配分機能を空洞化させ、一握りの「勝者」に富を集中させる経済構造(しくみ)が作られてきました。

② そのような社会の矛盾を「アベスガ政治」はさらに深刻化させました。コロナ禍で、他国に比してもより深刻な医療実態、深刻な貧困実態の露見などは、「アベスガ政治」失敗の「証拠」です。

一つは、アメリカとともに戦争する国に名実ともに進めたことです。

安全保障法制(戦争法)の強行は、歯止めのない軍事費増(2012年度と2020年度比で6000億円・12.7%増)と自衛隊武器装備の「アメリカ軍並」化、辺野古、馬下島などでの新基地建設の強行など、市民のくらしと権利、平和の破壊という憲法破壊、実質改憲の日常化としても表れています。

1月22日に発効した核兵器禁止条約への署名・参加を菅首相は拒否し、アメリカの「核の傘」と「核抑止力」に依存する姿勢を変えようとしません。

③ 二つは、社会保障の解体、切り下げの連続です。社会保障解体が、「アベスガ政治」の新自由主義政策の中心課題と言える状況です。

2012年から20年度までに、社会保障の自然増分は1兆8300億円が削減され、生活保護も含めた社会保障制度の連続改悪が強行されました。2021年度予算でも後期高齢者医療費本人負担増などで社会保障費1700億円が抑制されようとしています。

医療体制についても、2021年度以降も公的病院再編の地域医療構想を維持し、2023年度からの医学部定員削減を行おうとするなど、コロナ禍への政治的責任を自覚しようとさえしていません。

④ 三つに、「アベノミクス」が格差と貧困を拡大し、財政破綻の危険性を高め、社会の持続可能性を損なっていることです。

2020年度末の国債発行残高は936兆円と見込まれ、2012年度から246兆円・35%も増えました。そのことが、コロナ対策の制約要因ともなりました。

一方で、2019年10月に消費税を10%に引き上げ、消費に冷や水を浴びせ、経済的弱者に痛みを押し付けたところにコロナ危機が追い打ちをかけました。

株価だけが実体経済をも離れて高騰し、日経平均の株価は2012年12月平均1万395円から2021年1月の平均2万7663円と2.7倍も上昇しています。バブルと言えるような株価を日銀と年金積立金を支えるという「官製相場」の状況は極めていびつです。

増税と言えば消費税、経済対策と言えば株価対策、という政策が「アベノミクス」だと言えます。

⑤ 四つに、「ヒト、モノ、カネ」が国境を越えて自由に移動するグローバル経済に依存し、国内産業の保護、育成や国内需要の喚起を怠ったことが、例えばインバウンド頼みの観光産業等へのコロナ感染の影響を甚大にしました。

コロナ感染が世界的に広がった2020年春の段階で、食糧輸出制限の動きが世界的に広がりましたが、食料自給率40%弱という日本の現状を改める農政などの転換の動きを政府は示していません。

雇用によらない働き方などさらなる雇用流動化が雇用政策の中心とされ続けているのも、大企業の国際競争力強化というグローバル化のもとでの「価値観」を背景にしています。

コロナ危機の実際は、経済政策の根本からの転換の必要性をさし示していますが、そのことへの対応の意思も能力も「アベスガ政治」の中から見出すことはできません。

⑥ 「アベスガ政治」は、企業活動を最優先し、憲法の基本的人権、とりわけ生存権などの社会権の実現という政府の責務を履行しないことが一つの特徴でした。

それは、社会的共通資本（①自然環境（大気、森林、河川、土壌など）、②社会的インフラストラクチャー（道路、交通機関、上下水道、電力・ガスなど）③制度資本（教育、医療、金融、司法など））までも市場化してきた新自由主義政策と不可分の問題です。

この点からしても、憲法が規定する基本的人権実現をかかげ、人を大切にする経済、富の再配分や内需を重視する政治への転換を求めて取り組むことの確認が大切です。

（3） 改憲の突破口とされる国民投票法案をめぐるせめぎあいは、2020 年秋の臨時国会で一気に激しくなりました。開会中の通常国会での採決強行を阻止し、国民投票法案を廃案においこむたたかいの強化が必要です。

① 2020 年秋の臨時国会の終盤の衆議院憲法審査会は、それまでとは異なる動きが顕在化しました。日本維新の会が、政府提案の国民投票法改定法案の採決動議を出し、国民民主党が CM 規制強化などを内容とする同党提案の改定法案審議の確約を「条件」に政府法案採決を受け入れる姿勢を示したためです。

そのような情勢のもと開かれた 12 月 1 日の自民党と立憲民主党の幹事長会談は、「国民投票法改正案の今国会での採決を見送る代わりに、2021 年 1 月召集の通常国会で『何らかの結論を得る』」との玉虫色の内容で合意しました。

② 自民党などの主張は、すでに 8 国会連続して継続審議で練っており「審議は尽くされた」と、通常国会での採決を強引に推し進める動きです。

立憲民主党、共産党などの主張は「改憲を望む国民少数であり、改憲のための国民投票法改正は不要」、「CM 規制強化や、最低投票率など国民投票法成立時の付帯決議の制度化論議が行われていない」、「改憲はコロナ禍での優先課題ではない」とするものです。

2021 年 10 月までには総選挙が行われることから、通常国会で成立しなければ国民投票法改定法案は廃案となることを見すえたせめぎあいの強まりです。

このことからしても、この間の大規模署名も背景とした市民運動が法案の実質審議も許さなかった到達点を再確認し、今の取り組みの再強化が求められています。

（4） コロナ危機の影響もあって、声をあげ、異議を申し立て、政治的な影響力を発揮する動きが高まっています。また、差別や不平等の根源を問い直す動きが人権思想を豊かに発展させ、民主主義を取り戻す動きの強まりが世界的な動きとなっています。

コロナ禍での憲法闘争は、そのような各国の市民の取りくみ、運動と連帯して前進をめざす必要があります。

① コロナ危機は、いのちとくらしの危機と政治との関係を鮮明にすると同時に、コロナ危機の影響は平等ではなく、人種、性、雇用、地域、年齢などによる格差があり、そのいくつかは歴史的、社会的に作りだされた差別の反映であることを明らかにしました。

アメリカでの BLM 運動の高揚は、過去の植民地支配の「遺物」の見直しに進み、ケア労働を女性や社会的弱者に押し付けていることへの批判をともなうエッセンシャルワーカー

の労働実態への関心を高めたことなどは、その好例です。

② このような世界的な人権意識の変化に無頓着なリーダーが権勢をふるう旧態依然とした社会状況にあることを明白に示したのが、森・東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長の女性蔑視発言であり、発言に対する委員会関係者や政治家の「森擁護発言」でした。

市民の受けとめは、発言に「問題がある」との回答が 91%にも達した読売新聞の世論調査にもみられるように批判は極めて強いことが示されました。

このような市民の意識と政策決定等に強い影響を持つ政治家の意識の乖離は、雇用の場での格差の放置や、次世代育成の障害となるなど、日本社会の構造的課題の解決を遅らせており、根深く深刻な人権問題です。

その点も改めて確認し、家父長制に固執しつづけ、個人の尊厳の実現をめざす政治を実現する取り組みに発展させることが求められています。

③ この点で、1月21日に発効した核兵器禁止条約の意義の確認も大切です。条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、威嚇としての使用のすべてを国際人道法と国際人権法に反する違法なものとしています。核兵器は、市民の人権を著しく侵害する非人道的兵器というこの条約は、平和的生存権を前文で明記する憲法とも一致するものです。

被爆者と世界の市民の運動の粘り強い取り組みが作り出したその到達点を前進させるためにも、「安倍改憲」に終止符を打ち、憲法をいかす社会への歩みを加速させることが重要になっています。

目前に迫った総選挙などは政治と社会を大きく変える歴史的な意義を持っていることを確認し、「市民参加で政治を変える」世論と運動をつくりだすことが求められています。

④ ミャンマー国軍によるクーデターに対する国民の不服従の抵抗、タイでの民主化を求める市民、学生の運動、ベラルーシでの大統領辞任を求める市民の抗議でもなど、自由と民主主義の実現、擁護を求める運動が続いています。

その一方で、中国の香港民主化弾圧とウイグル弾圧、市民監視の強まり、ハンガリー、ポーランドなどでコロナ危機も利用した民主化弾圧もおきています。

アメリカでは、ポピュリズム、扇動政治をつづけたトランプ氏が大統領選挙での敗北を認めず、民主主義の象徴ともいえる国会議事堂をトランプ支持者が占拠するという異常な事態もおきました。

世界的にも、民主主義か独裁か、強権政治かポピュリズムかのせめぎ合いが激しくなっているのが今です。

それらのことに目をむけつつ、憲法をまもり、いかすたたかいを粘り強く積み上げていくことが求められています。

(5)「自助」を迫り、民主主義をないがしろにし、強権的にことを進める菅政権への批判は一気に高まり、市民の反撃が始まっています。この流れをさらに強くしていくことをめざします。

① 1月、2月の世論調査では、軒並み内閣支持率が急落しました。朝日新聞（支持率 33%・前月比－6P、1月25日）、日経新聞（支持率 43%・前月比＋1P、2月1日）、共同通信 38.8%・前月比－2.5P、2月7日）、読売新聞（39%・前月比±0、2月8日）などです。

このような世論の背景には、「政府のコロナ対策を評価しない・68.3%（1月9日・共同通信）」、「桜を見る会での安倍前首相の説明を納得しない・80%（1月25日・朝日新聞）」、

「日本学術会議の任命拒否問題での首相説明は十分ではない・63.4%（11月6日・時事通信）」など、菅首相の政権運営、政策への批判があります。

さらに、「日本学術会議会員の任命拒否撤回を求めるネット署名が10日間で14万3691人」、「森会長の処遇の検討及び再発防止を求める署名には、2日間で12万人超」など、SNSを活用した世論喚起の運動の広がりも見逃せません。

東京高検黒川検事長の定年延長に抗議し辞職を求めるネット署名が35万1018人の賛同を集め、「#検察庁法改正に抗議します」のツイートが1千万件を超えて拡散され、政治を大きく動かしましたが、その動きはコロナ禍でさらに強まっていると言えます。

② 菅政権になっても、吉川元農水省の鶏卵贈収賄疑惑、菅首相長男の総務省幹部接待疑惑が露見し、安倍政権時から引き継ぐ河井夫妻の選挙買収事件では、有罪となった河井案里参議院議員が辞職するなど、金と政治をめぐる事件は後を絶ちません。

そのような政治の劣化は、自公政権のもとで「数は力」の政治、立憲主義から逸脱した政治が長らく続いたことと無関係ではありません。それだけに、立憲主義の回復、民主主義の回復を正面にかかげる政治の実現をせまる市民運動、世論の高揚が、菅自公政権を追いつめる鍵となる状況です。

3 憲法闘争を発展させ、菅内閣を世論と運動で包囲する当面の取り組みについて

(1) 2020年9月の憲法共同センター総会で確認した取り組みの基本方向（①安倍9条改憲に反対し、断念を迫り退陣に追い込むために、たたかいを継続強化する、②コロナ危機も梃子とした改憲策動や人権抑圧に反対して取り組む、③コロナ危機を乗り越えるため、諸団体の取り組みとも連携し、憲法がいきる社会、政治の実現をめざす）の3点をふまえた取り組みを具体化します。

① 大規模署名が作り出してきたたたかいの到達点（安倍退陣や8国会連続して国民投票法改定法案の採決を阻止したことなど）を確信に、菅政権独自の危険性をふまえて、進めている「改憲発議反対緊急署名」（2020年秋の臨時国会までに112万8430人分を提出）を継続、強化します。

＊ 毎月9日の日宣伝行動日などを中心に、署名推進と街頭宣伝を強めます。

＊ 憲法共同センター参加組織ごとの署名目標の再設定と、その到達に向けた組織内外での取り組み強化を呼びかけます。

② 総がかり行動実行委員会が呼びかける毎月19日の行動（集会、宣伝、スタンディングなど）を継続します。総選挙も念頭に、取り組みは実質的な総がかり行動としての実施をめざすとともに、立憲野党との共闘の場としての成功をめざします。

③ コロナ禍での雇用と生業をまもるために、個人給付金再支給や休業補償、持続給付金や家賃補助金などの拡充、延長を求める取り組みなどとの連携を強めます。

④ 2021年度予算案審議も見つつ、軍事費やGoToトラベル、大型公共事業を削ってコロナ対策への様々な取り組みとの連携を強めます。

⑤ 改定されたコロナ特措法や感染症法の恣意的な運用、デジタル庁設置など政府による監視強化、人権侵害を許さない取り組みを連携して進めます。

⑥ 市民連合とも共同し、衆議院・北海道2区、参議院・長野選挙区、広島選挙区での野党統一候補の勝利支援の取り組みを憲法共同センターとしても位置付けます。

各小選挙区単位での運動母体の整備を進めている「各地の市民連合」との共同を発展させます。

⑦ 通常国会最終盤など「最も適当な時期」に、総選挙勝利をめざす全国一斉行動を取り組むことで準備を進めます。

(2) 5月を憲法闘争強化月間に位置付け、改憲阻止、憲法をいかす取り組みを強化します。

① 「憲法を壊す菅政権にコロナ危機は克服できない ―いのちと暮らしをまもり憲法をいかす政治の実現を―」を共通のスローガンに、参加組織、地域で創意ある取り組みを具体化します。

② 5月3日の憲法集会は、コロナ・ウイルス感染の影響もあって、大規模集な集会の開催が困難な状況となっています。

首都圏も含め、可能な限り、県、地域ごとでの集会開催を追求します。困難な場合でも、ターミナル、職場周辺などでのスタンディングやミニ集会など可能な形態でのアピール行動を5月3日13時から1時間を基本に具体化することを呼びかけます。

③ 5月3日に先のスローガンでの新聞意見広告を全国紙で実施するため、意見広告キャンペーンに取り組みます。

(3) 憲法学習（憲法をいかし守る学習）の具体化を進めます。

「いのちと人の尊厳をまもり実現する憲法(仮称)」連続学習講座をネット配信企画として具体化します。

(4) 改憲の突破口に位置付けられる国民投票法改定法案の採決に反対する取り組みを総がかり行動実行委員会に結集して進めます。

以 上